

## 仙台市自転車用ヘルメット貸出要領

(平成31年1月16日市民局長決裁)

### (目的)

第1条 この要領は、市内において自転車を利用する者に対し、自転車用ヘルメットを貸出すことにより、自転車利用者の事故による被害を軽減するとともに、自転車用ヘルメットの着用を促進することを目的とする。

### (貸出対象者)

第2条 自転車用ヘルメット（以下「貸出品」という。）を借受けることができる者（以下「借受人」という。）は、市内で自転車を利用しようとする者とする。

### (貸出基準)

第3条 貸出品の貸出期間は貸出日から1週間以内とする。

2 貸出品の貸出及び返却は、開庁日の9時00分から16時30分までの間に行うものとする。

3 貸出品の貸出個数は、1人につき1個とする。

4 貸出品の貸出及び返却は、市民局生活安全安心部自転車交通安全課（以下「自転車交通安全課」という。）にて行うものとする。

### (貸出手続)

第4条 貸出品の借出を希望する者は、「自転車用ヘルメット借用申込書（別記様式第1号）」を市長あて提出しなければならない。

2 貸出品の貸出は、申込みの先着順とする。

3 借受人は、使用終了後、貸出品を速やかに返却するものとする。

### (禁止事項)

第5条 借受人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸出品を、自転車利用時に着用する以外の用途に使用すること

(2) 貸出品を第三者に譲渡又は転貸すること

(3) 貸出品を変造すること

2 市長は、借受人が前項各号に掲げる禁止事項に違反した場合は、貸出を中止することができる。

3 前項の規定による貸出の中止に伴い、借受人に損害等が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

### (遵守事項)

第6条 借受人は、貸出品の使用及び保管にあたり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 常に貸出品を善良な管理者の注意をもって使用し、保管すること

(2) 貸出品を着用し、自転車を利用する際は、道路交通法及び仙台市自転車の安全利用に関する条例

等の関係法令を遵守すること

- (3) 貸出品使用中、異常を感じたら直ちに使用を中止して、自転車交通安全課へ連絡し、その指示に従うこと

(賠償責任)

第7条 借受人は貸出品を破損し、又は紛失した場合は速やかに自転車交通安全課に連絡するものとする。

2 市長は、借受人が貸出品を故意若しくは重大な過失により破損し、又は紛失したときは、現品代納その他の弁償をさせることができる。

3 貸出品の貸出中に生じた事故、第三者に与えた損害等については、借受人が一切の責任を負うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市民局長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成 31年1月16日より施行する。